解散公告

当社は、平成二十四年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

神戸市西区伊川谷町有瀬一四番地二一―三〇五

株式会社モア

代表清算人　森岡佐知子

解散公告

当組合は、平成二十四年二月二十四日開催の定時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

岡山市北区表町二丁目一番一号

天地下名店会協同組合

清算人　石原　瑛治

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

山口県山口市朝田字流通センター六〇一番地の六

エコートレーディング山口株式会社

代表清算人　荒瀬　卓也

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

山口県宇部市上町一丁目七番二六号アーバンヒルビル一Ｆ椿内　株式会社アイムス

代表清算人　江本　美香

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

愛媛県松山市千舟町五丁目一番地六

有限会社ローンズマルユー

清算人　福山　裕三

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

高知県香南市野市町大谷九二八番地一

株式会社龍馬歴史館

代表清算人　岡崎　隆

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

高知県香南市野市町大谷九二八番地一

株式会社世界クラシックカー博物館

代表清算人　岡崎　隆

解散公告

当社は、平成二十四年二月十七日開催の株主総会の決議により平成二十四年二月二十九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

福岡市博多区住吉一丁目六番九号

全連共株式会社

代表清算人　髙島　照彦

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

沖縄県豊見城市字翁長八五三番地五

株式会社浅田建設

代表清算人　浅田　義則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

東京都品川区上大崎二丁目一三番二〇号高砂ビル白金三〇二

特定非営利活動法人ディジタル・コンテンツ・インスティテュート

清算人　太田　直久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

東京都千代田区九段北一丁目八番三号カサイビルⅡ二Ｆ

特定非営利活動法人メンタルヘルス広場

代表清算人　三上　隆義

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

広島県庄原市東城町田黒五二六番地

財団法人田黒区会

代表清算人　瀧本　博基

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

広島県福山市今津町一一五一番地

財団法人荒神会

代表清算人　三藤　秀隆

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬二四八六番地

農事組合法人池之野農園

代表清算人　池之野俊一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十九日開催の臨時総会の決議及び、平成二十四年二月十四日付け滋賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

滋賀県栗東市御園九八一番一

滋賀県高齢者生活協同組合

代表清算人　山口　正男

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年二月一日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十五日

広島県山県郡北広島町有田一二三四番地

北広島町土地開発公社

代表清算人　平田　俊春